

一般名処方について

当院では、安定した薬物治療を提供するために、一般名処方を導入しています。

現在、様々な理由により、多くの医薬品が入手しにくい状況になっています。

一般名処方とすることで、保険調剤薬局において、銘柄によらず調剤でき、安定した薬物治療を提供することができます。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分名」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要なお薬が提供しやすくなります。